

業務委託仕様書

1 件名

産業交流展 2014「公社総合展示ゾーン」ブースの設営及び撤去業務委託

2 業務内容

産業交流展 2014「公社総合展示ゾーン」ブースの設営及び撤去。設営には、配電、照明、看板、床カーペット（色：グリーン系）等の装飾全般を含む。（電気工事費は含まず）

- (1) 公社事業紹介コーナー
- (2) 知財相談コーナー
- (3) 応援ファンド支援企業コーナー
- (4) 広域多摩支援企業コーナー

※公社総合展示ゾーン小間割参照

3 履行場所

東京都江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト 東5ホール
公社総合展示ゾーン 小間番号：未定

4 契約期間

本契約締結の日から、平成26年11月21日（金）まで

- ・設営日：平成26年11月18日（火）
- ・会 期：平成26年11月19日（水）～11月21日（金）
- ・撤去日：平成26年11月21日（金）

5 ブース面積

$3\text{m} \times 3\text{m} \times 10\text{小間} = 90\text{m}^2$

6 装飾の考え方

- (1) 10小間全体を「公社総合展示ゾーン」と認識される装飾をすること。
- (2) 原則、間に仕切り等は設けず見通しを良くすること。

(3) コーナー別詳細

①公社事業紹介コーナー（4小間）

- ・受付カウンター
- ・リーフレット等（最大50種類）の配架と閲覧コーナーを4人分程度設ける
- ・通路に面した場所に47インチモニター（持ち込み）を設置できるようにすること
- ・商談・相談コーナー（机1と椅子4）を2か所以上設置すること
- ・寛げるよう植栽を2か所以上設置すること

②知財相談コーナー（1小間）

- ・相談コーナーを設ける。PCを設置し、インターネットでIPDL検索が体験できる。
相談者2名、アドバイザー1名が相談できるテーブル×1、イス×3
ノートPC（持ち込み）と無線LAN装置（持ち込み）用の電源2口が必要。
- ・来場者に知財コーナーが判る表示（看板など）を設置
- ・知財センター事業案内（タペストリー：60cm×76cm、上部にフック2個有×2枚）、ポスター（A1版）が掲示できるスペース。
- ・マニュアル（A4版8～10種類）が閲覧でき、持ち帰りができるコーナーの設置。（テーブルもしくはカウンターに平置きで資料を並べる。）
- ・知財関係の資料（A4版）を自由に持ち帰ることができるA4カタログスタンド（テーブルもしくはカウンターに平置きで資料を並べる。）
- ・夜間ノートPCを保管できる場所と資料のストックスペースの確保。

③地域応援ファンド支援企業コーナー（2小間）

- ・出展企業 3社 ※別紙1参照

④広域多摩支援企業コーナー（3小間）

- ・出展製品12社
- ・展示製品一つにつき、パネル2枚、スポット2灯を設置予定 ※別紙2参照

7 搬入出車両証

当公社が主催者へ次の4枚（4台分）を申込み、提供する。

- (1) 乗用車・バン用・・・2枚
- (2) 2t～10t車・・・2枚

8 応募要件 以下、①から④のすべての要件を満たす者

- ① 東京都における平成 25・26 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「委託種目 120・催事関係業務」で登録があり「格付けなし」または格付け「C」以上であること。
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ③ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ④ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと

9 運営者選定の流れ

9/10（水）～9/17（水）	希望票提出【厳守】
9/19（金）	指名通知（予定）
9/22（月）10:00～	仕様説明会 ※場所：本社 地下1階会議室（千代田区神田佐久間町1-9） ※説明会参加は必須条件となりますのでご了承ください。
9/22（月）～9/29（月）	質問受付【メールでのみ受付・厳守】
9/30（火）	質問回答（予定）
10/3（金）	企画提案書提出期限【厳守】
10/10（金）	審査会 ※書類審査のため参加不要です。
10/15（水）	審査結果連絡（予定）

10 提出書類

※提出先：企画管理部総務課 担当：清水

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階

電話）03-3251-7886、FAX）03-3251-7796、

メール）s-shimizu@tokyo-kosha.or.jp

（1）平成26年9月17日（水）16時までの提出書類 ※郵送提出可（必着）

①希望票【様式1】（必要事項を記入・押印）

②運営実績等記入一覧表【様式2】（必要事項を記入）

③東京都の「平成25・26年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し

及び「平成 25・26 年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し

(2) 平成 26 年 10 月 3 日（金）16 時までの提出書類 ※郵送提出可（必着）

①ブースレイアウト図 及び ブースイメージ（各社 1 案のみ 提出）（平面図及び立面図）

②見積書（税込、各業務に係る明細を記載すること）及び会社案内

③委託業務における提案ポイント（A4 判 1 枚以内で記載してください）

※見積金額は 1, 836, 000 円（税込）以内で提案すること。（税込）

ご提案いただいた価格及び内容に基づき審査させていただき、決定いたします。

※（2）①～③までの資料を 各 8 部 ずつご提出願います。

※応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却致しません。

1.1 支払方法

業務完了確認後、適法な請求書が提出された日から 30 日以内に、受託者が指定する金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

1.2 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、
契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨に同意できない場合は、契約締結後 14 日以内に、文書にてその旨を申し出ることができる。

1.3 暴力団等排除に関する特約条項

別紙に定めるところによる。

1.4 その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務の履行にあたり疑義が生じた場合については、下記 1 2 記載の担当者
と協議のうえ、その指示に従うこと。

1 5 問合せ先

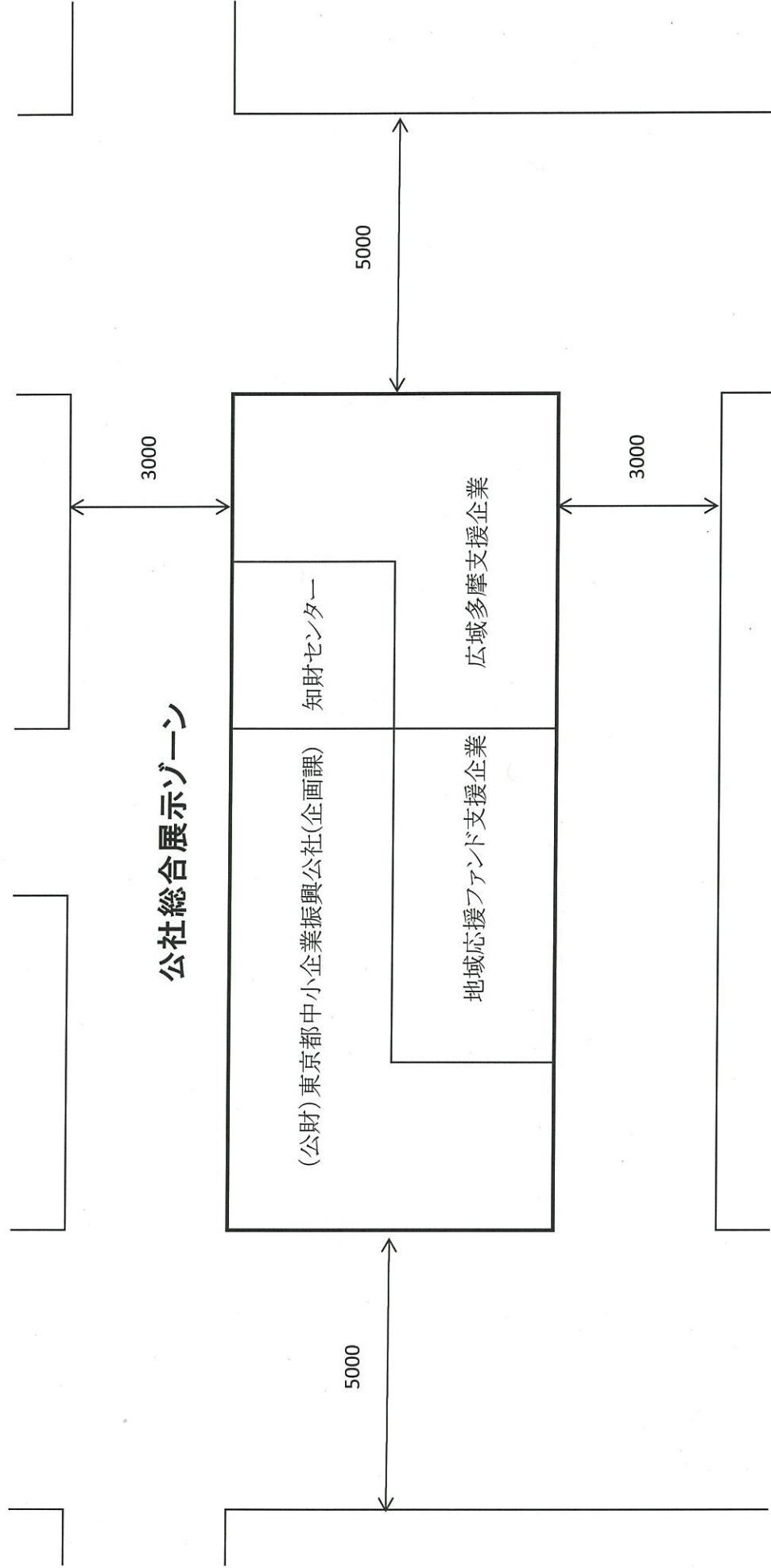
(公財) 東京都中小企業振興公社

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階

業務担当：企画課 野口 TEL：03-3251-7897

契約担当：総務課 清水 TEL：03-3251-7886

公社総合展示ゾーン小間割



産業交流展 2014 応援ファンド小間出展企業詳細

A 社

展示物

種 類	内 容	サイズ	数 量	備 考
パネル	商品イメージパネル	A2	2枚	
製品	豆皿	約11cm×11cm	36枚	割れ物、ひな壇持参
その他	リーフレット		50部程度	
	プライスリスト			

製品写真



B 社

展示物

種 類	内 容	サイズ	数 量	備 考
パネル	商品イメージパネル		2枚	
製品	防犯装置		1台	
その他	リーフレット			

製品写真

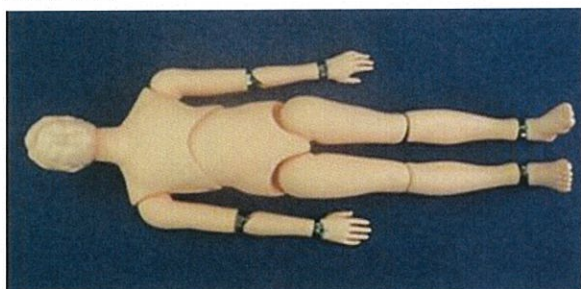


C社

展示物

種 類	内 容	サイズ	数 量	備 考
パネル	商品イメージパネル	A2	1枚	
製品	マネキン	165cm 65kg	1台	車いすに乗せて展示
その他	リーフレット		100部	

製品写真



【必要備品】

- テーブル×4 (サイズ：W1,550*D600*H730) 足が折りたためるもの
- 白布×8 (サイズ：2,200*1,000 以上)
- パイプイス×4
- カタログスタンド (フロア型) ×2
- パネルスタンド×5 (A2サイズでアルミフレームのあるパネルが立てかけられるもの)
- スポットライト×5 (パネルを照らすためのもの)



産業交流展_多摩支社の備品要望案

「産業交流展 2014」公社ブースにおいて、あらかじめ多摩支社展示スペース用にご用意いただきたい備品等については下記のとおりです。

① 展示用の机(台?):12台

サイズ:700×500×1,020 mm

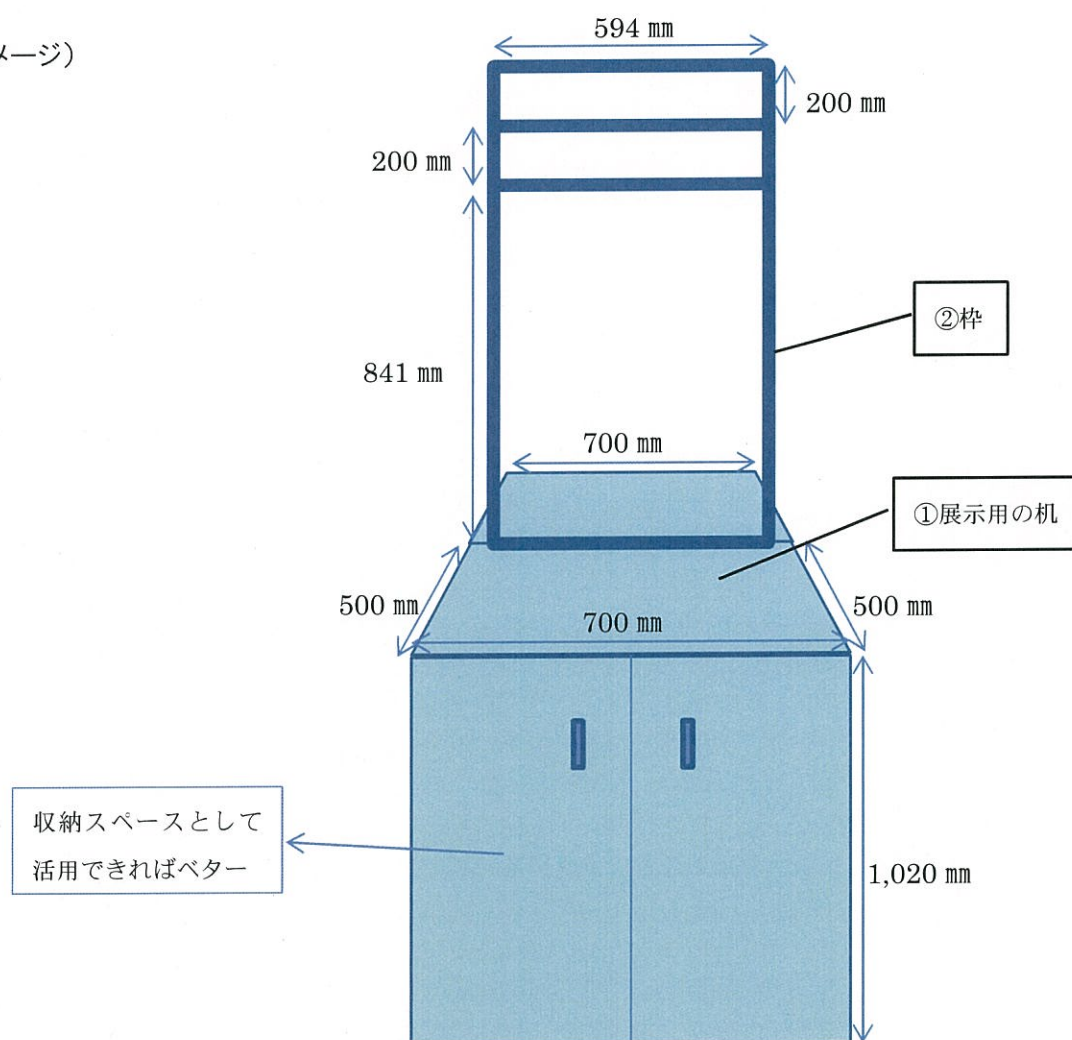
② 枠:6セット

A1サイズのパネルを表と裏に各1枚ずつ貼ることができ、その上に簡易的なサインを設置できるような枠組み。下図(イメージ)のとおり展示用の机に設置する予定。

③ 商談セット:1セット

テーブル1台とイス2脚。

(イメージ)



(別紙)

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人)にはできないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人)としていた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。